株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

大成建設株式会社

代表取締役社長 村 田 誉 之

第155回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第155回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

本総会におきまして、議決権の行使を頂きました株主の皆様には、心よりお礼申し上げますとともに、今後とも格別のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

報告事項 1. 第155期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及 び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及び その監査結果を報告いたしました。

2. 第155期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。(期末配当金は、1株につき5円と決定いたしました。これにより、中間配当金を加えた当期の配当金は、1株につき8円となり、前期配当金に比べ2円の増配となります。)

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前

変 更 後

第4章 取締役及び取締役会

第4章 取締役及び取締役会

(社外取締役の責任限定契約)

(取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第5章 監査役及び監査役会

(社外監査役の責任限定契約)

(監査役の責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、山内降司、村田誉之、台 和彦、桜井滋之、堺 政博、辻 亨、數土文夫の7氏が再任、田中茂義、吉 成 泰、矢口則彦の3氏が新たに選任され、それぞれ就任 いたしました。

なお、辻 亨、數土文夫の両氏は、会社法第2条第15 号に定める社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、前田晃伸氏が再任、阿久根操、松山降史の両氏 が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、前田晃伸氏は、会社法第2条第16号に定める社 外監査役であります。

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役及 び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

> 代表取締役 会 長 山内隆司 代表取締役 村田誉之 代表取締役 台 和彦 代表取締役 桜 井 滋 之

また、本総会終了後、監査役会の決議により、新たに常勤の監査役が定 められました。

> 常任監査役 阿久根 操 監 査 役 松 山 降 史

> > 以上